

# 令和2年度 事業計画

## 第I 基本方針

人口減少、少子高齢化が進行する我が国は、高齢化率が既に 28.1%に達しており、令和7(2025)年に30%、令和47(2065)年には40%に近づくことが見込まれている。また、人口の東京圏一極集中が是正されず、地方の人口が一層進行するなど、地方の活性化が極めて切実な問題となっている。

一方、足元の雇用情勢に目を転じると、広島県の令和元年の完全失業率は2.4%と低水準で、有効求人倍率は2.05倍と高い水準を維持している。日銀短観によれば、企業の雇用人員判断は、非製造業を中心に不足感が引き続き強い状況にある。

こうした中、政府は、昨年12月、「全世代型社会保障検討会議中間報告」を公表し、急速に進む少子高齢化の下、元気で意欲あふれ、豊かな経験と知恵を持っている高齢者が働くことができる環境を整備し、生涯現役で活躍できる社会を創ることの重要性を指摘している。また、同報告は、現在65歳までとされている企業における雇用確保措置を70歳まで延伸する措置の導入を提唱しており、その実現のため法案を提出することとしている。

また、法制化に向けて検討を行ってきた労働政策審議会は、同じく昨年12月、厚生労働大臣に対して建議を行い、法的整備の必要性のほか、シルバー人材センターなど地域の関係者による多様な就業機会の確保・提供等についてもより一層取り組む必要があると指摘している。このようにシルバー事業に関連した国の施策は、大きな変動期を迎えている。

このような状況を踏まえ、県民各層が将来にわたって「豊かで充実した生活」を実感するためには、高年齢者が永年培ってきた知識と経験を、それぞれの地域で最大限生かして働くことができるシステムが重要となるが、我々シルバー人材センター並びに高齢者能力活用協会（以下「活動拠点」という。）はその中核として事業を展開する必要がある。

広島県においては、平成30年度から3年間を期間とする「第7期ひろしま高齢者プラン」に基づき高年齢者施策の展開を図っていく中で、国の高年齢者雇用対策に呼応しながら、高年齢者の希望に応じた多様な就業機会を提供するシルバー人材センターが期待されている。

当連合会は、平成28年度から令和2年度までの5年間を計画期間とした「広島県シルバー人材センター連合第4次事業推進計画」において、会員数及び受注金額等の具体的な数値目標を掲げて、連合会及び活動拠点が一体となって、地域社会の維持・発展さらにはシルバー人材センター事業の拡大に向けて積極的な事業運営に取り組むこととしている。

これらのことを踏まえ、連合会の令和2年度の事業推進に当たっては、行政の指導の下に、活動拠点及び関係機関との連携により引き続き積極的な事業の再構築により、効率的・効果的な事業展開を図るため、次の事項を重点として各事業の着実な実施に努めることとする。

## 第Ⅱ 重点事業

第Ⅰの基本方針に基づき、令和2年度においては、シルバー人材センターが高齢者の受け皿としての機能を十分果たし、「社会の支え手」を実践できるよう、活動拠点及び連合会が相互により一層の緊密な連携を図り、次の3つの柱を重点に置き第Ⅲの事業実施計画により、積極的・効果的な事業の展開を図ることとする。

### 1 会員の拡大

団塊の世代が65歳を超え、高齢化が急速に進展している中で、高齢者が健康で、意欲と能力がある限り年齢に関わりなく働き続けることができるように、また、活動拠点の地域における存在意義を高め、積極的な事業運営を行うためには「会員の拡大」が最重要課題であることから、効果的な入会勧奨活動を展開するとともに、退会抑止の取組と併せて、会員の拡大に努める。

このため、第2次会員100万人達成計画の3年目として、令和元年度の会員増加に向けた取組を検証するとともに、会員増加の取り組みを一層推進する。

特に、高齢者人口の男女割合等からみて拡大の余地が大きい女性会員の拡大に重点的に取り組む。

### 2 受注・就業機会の拡大

多様化する高齢者の就業ニーズや、地域の期待に応えるためには、会員の拡大が不可欠であり、会員の拡大に対応するには、あらゆる就業機会の確保が必要である。

このため、より一層の就業機会の拡大への取り組みを行う。

特に、ホワイトカラー層への対応や各種分野への就業が期待できる「シルバー派遣事業」の拡大や、介護予防・日常生活支援総合事業及び放課後児童クラブにおける育児支援事業等への取り組みを強化する。

### 3 安全・適正就業の確保

「安全・安心なシルバー事業」の確立を図ることは、シルバー事業遂行の基幹をなすものであり、組織を挙げて安全対策のより一層の推進を図る。このため、重篤事故など傷害事故の撲滅と事故の未然防止に向けた徹底した会員の意識啓発に努める。

特に、近年増加傾向にある交通事故の具体的対策として平成 29 年度に作成された「シルバー人材センターにおける安全な運転のために～高齢運転者等に係るガイドライン～」に沿った具体的対策の実施により、運転業務に就業する会員の交通事故防止に努める。

また、「シルバー人材センターの適正就業ガイドライン」は、会員の働き方に係る重要な指針であり、公益法人として法令遵守の立場から、不適正な請負契約における就業の根絶のため徹底を図り、また、臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業の範囲を著しく逸脱した就業の是正に向けて取り組むことにより、適正な就業を確保する。

### **第Ⅲ 事業実施計画**

#### **《シルバー人材センター事業》**

##### **1 受託調整事業**

高齢者の生きがいの充実と福祉の増進を図るとともに、活力ある地域社会づくりに寄与するために、就業場所が県内の複数地域に亘たる仕事について、関係活動拠点との調整を行う。

また、民間企業及び官公庁から有償で仕事を受注し、関係活動拠点との連携により県内のシルバー会員に情報提供する。

##### **2 職業紹介事業及び労働者派遣事業**

###### **(1) 職業紹介事業**

職業紹介事業の的確な実施に努めるとともに、職業紹介責任者及び紹介従事者に対して、職業紹介責任者講習会の受講を推進する。

###### **(2) 労働者派遣事業**

労働者派遣事業の適正な業務運営を実施するとともに、派遣元責任者及び派遣事業従事者に対して、派遣元責任者講習の受講を推進する。

また、令和 2 年 4 月 1 日から「シルバー派遣事業の業務集中化（連合本部中心型への移行）」（以下「業務集中化」という。）を実施するが、円滑に推進するため、連携のための会議等を開催するなど、各センターとの連携を図る。

ア シルバー派遣事業運営委員会の開催

イ 労働者派遣法に基づく派遣労働会員のための教育訓練の計画的な実施

##### **3 技能開発を中心とした就業支援**

広島労働局から受託する高齢者活躍人材確保育成事業（以下「育成事業」という。）を活用し、シルバー人材センターの周知・広報をこれまで以上に行うとともに、県

内高齢者（未入会員）の技能開発を中心とした就業支援を行うための技能講習等を実施することで、これにより新規会員の確保（会員拡大）に繋げるものとする。

#### 4 第Ⅱ「重点事業」1～3を推進するための指導・相談、支援等

##### (1) 普及啓発事業

シルバー事業に対する県民各層の理解が進むよう、あらゆる機会を通じて「意義・理念」の周知に努めるとともに、活動拠点の会員の確保を図る。

特に、高齢者人口の男女割合等からみて拡大の余地が大きい女性会員の拡大に重点的に取り組む。

ア 広報誌「連合のあゆみ」（年1回）の発行

イ 広報誌「m o ・ m i ・ j i」（月刊）の発行

ウ 普及啓発のためのポスター、リーフレット等の作成・配布

エ 普及啓発促進月間及び「シルバーの日」を中心とした啓発活動の展開

オ 地域の関連イベント等への積極的な参加

カ ホームページやテレビCM等を活用した周知・広報

キ 図書・ビデオ等を活用した啓発

ク 育成事業を活用した女性を対象としたセミナー等の開催

ケ 育成事業を活用したシルバーフェアの開催

コ 育成事業を活用した高齢者及び企業双方に対する周知・広報

サ 高齢者の多様なニーズに応じた多様な就業機会を提供するため、ハローワーク等関係機関等との連携強化

##### (2) 就業開拓・開発推進事業

事業の受注については、自治体等による歳出削減のための指定管理者制度や入札制度の導入で厳しい状況が続くが、民間部門においては雇用環境が逼迫し人手不足が顕在化しており、受注環境は顕著に改善している。

一方、シルバー事業の担い手(会員)の団塊世代への移行が進む中で、その豊かな知識・技能の発揮が可能となるよう、就業を中心とした活動機会の確保が重要な課題である。

また、女性会員の拡大に対応するには、更なる就業機会の確保が必要であり、多様な就業ニーズに対応した就業先開拓を推進するため、次の事業に積極的に取り組むこととする。

ア ホワイトカラー関係職種及び広域展開企業に係る就業機会の拡大

- イ 福祉・家事援助サービス事業（特に介護予防・日常生活支援総合事業）の推進に係る支援
  - ・福祉・家事援助サービス担当者研修会の開催
- ウ 地域就業機会創出・拡大事業の事業終了後における活動拠点に対する指導・援助
- エ 独自事業の開発及び取組や、独自事業マルシェの積極的な活用に係る支援
- オ 「シルバーしごとネット」を活用した就業開拓の推進
- カ 地方自治法に定める随意契約特例条項の適用等についての要請活動

### （３）安全・適正就業対策推進事業

シルバー事業の運営に当たって、その基本となる会員の安全就業の確保について「安全は全てに優先する」ことを念頭に、「安全就業推進基本計画」及び「高齢運転者等に係るガイドライン」に基づき重篤事故の撲滅をはじめ、運転業務に就業する会員に適性診断、講習等を実施し、徹底した事故防止対策を進める。

また、受注分野の拡大及びこれに伴う就業形態の多様化が進む中で、就業にあたっては、厚生労働省が作成した「シルバー人材センターの適正就業ガイドライン」の遵守の徹底を図り、適正な就業を確保する。

- ア 安全就業対策委員会の開催
- イ 安全就業対策委員による安全パトロールの実施
- ウ 「安全・適正就業強化月間」を中心とする取組
  - ・安全就業研修会の開催（広島会場及び福山会場）
- エ 「高齢運転者等に係るガイドライン」を遵守した事故の根絶
  - ・労働者派遣法に基づく派遣会員への教育訓練のための高齢者運転講習の実施
- オ 「シルバー人材センターの適正就業ガイドライン」を遵守した就業の確保
  - ・適正就業担当者会議の開催

### （４）研修事業

シルバー事業全般に亘たる理解と関係知識の習得により、事業の活性化と適正な運営を確保するため、役職員及び実務担当者を対象とした各種研修会を開催するとともに、全国シルバー人材センター事業協会及び中国ブロックシルバー人材センター連合協議会が実施する研修会等に参加する。

- ア 役職員研修会の開催（定時総会に併催）
- イ 全国シルバー人材センター事業協会主催の研修会等への参加

- ウ 中国ブロックシルバー人材センター連合協議会主催の研修会への参加及び活動拠点への積極的な参加勧奨
- エ シルバー人材センターの業務推進及び人材育成のための研修会等の開催
- オ その他

(5) 活動拠点の運営等に関する指導・援助活動

年間計画による個別指導に併せ、活動拠点からの要請に応じて、訪問又は会議の開催等により活動拠点が抱えている運営管理上の課題を把握するとともに、必要な助言・指導等を行う。

- ア 個別指導
- イ 要請に基づく相談・援助
- ウ 理事長会議の開催
- エ 事務局長会議(年2回以上開催)
- オ 情報交換会の開催(委託事業説明会に併せて開催)

(6) 技能講習等の実施

広島労働局から受託する育成事業を活用し、地域の事業主団体等の協力を得て、未入会員である県内の高齢者を対象に就業機会の確保に資するための技能講習等を次により実施し、ひいては会員拡大に繋げるものとする。

- ア 企業等に対する高齢者の就業ニーズ等の調査
- イ 技能講習受講者へのシルバー派遣就業等の支援
- ウ 技能講習の実施
- エ 委託事業説明会
- オ 女性を対象としたセミナーの開催【再掲】
- カ シルバーフェアの開催【再掲】
- キ 高齢者及び企業双方に対する周知・広報【再掲】

(7) 調査研究事業

団塊世代をはじめとする高齢者の就業ニーズ及び社会・経済情勢の変化に応じたシルバー事業の展開について、これに資する調査、研究を実施する。

- ア 県内で事業活動を行う事業所、団体等を対象とした需要調査
- イ 事業実施状況の把握・分析及び事業概要等の統計調査
- ウ その他、シルバー事業の運営に必要な調査

(8) センター設置促進事業

未設置地域を解消し、県内全ての地域において、シルバー事業への参加が可能となるよう、広島労働局及び広島県と連携し国庫補助団体（センター）への移行を含めた支援を行う。

《法人管理事業》

1 総会及び会議の開催

総会及び理事会等定款に定める会議のほか、連合会の事業を円滑に推進するため、各種会議を開催する。

- (1) 定時総会（6月）
- (2) 定時理事会（3回以上開催）
- (3) その他

2 事業運営等に係る進捗管理

事業推進計画策定委員会による「事業推進会議」を開催し、「第4次事業推進計画」の4年目（令和元年度）の実施状況について点検・評価を行い、計画的な事業の進捗管理を実施する。

また、同委員会による令和3年度から5年間の「第5次事業推進計画」を検討し、策定する。

3 会計処理体制（内部牽制体制等）の確立と会計処理の適正化

会計事故の未然防止に努め、会計処理体制（内部牽制体制等）を確立し、会計処理の適正化を図る。